

仕 様 書

1 業務名

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報紙制作業務

2 趣 旨

平成 32 (2020) 年に本県で開催される第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び第 20 回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」について広報紙を制作し、開催の周知等を図る。

3 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4 発 行

毎号 60,000 部を年 2 回発行し、発行月は 12 月 (第 5 号)・3 月 (第 6 号) とする。

なお、発行月は変更する場合がある。

5 規 格

(1) サイズ : A4 版 4 ページ・A3 両面二つ折り

(2) 用 紙 : 見本のとおり

※ 見本は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 (以下、「県実行委員会」という。) 内で閲覧に供する。

(3) 音声コード : 全ページ所定の箇所 (各面 1 か所を想定) に音声コードを貼付し、規格に対応した切欠き加工を行うこと。

6 業務内容

広報紙を発行するに当たり、企画、取材・撮影、原稿作成、デザイン・レイアウト等編集全般、印刷、梱包・発送等の業務を行う。

また、マスコットキャラクター (ぐりぶーファミリー) のイラスト等を活用するなど、読者にとって親しみやすく、両大会の魅力が十分伝わるよう工夫すること。

(1) 編 集

① 県実行委員会と協議の上、企画、取材・撮影、原稿作成、デザイン・レイアウト等の編集業務を行う。

② 取材・撮影の範囲は、基本的に県内を想定しているが、県外に係る写真は、必要に応じて受託者において入手すること。

③ 紙面の構成に当たっては、以下の要素を盛り込むこととし、その他の要素については、受託者において提案すること。

各号共通	ア 表紙 イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に関すること ウ 会場地市町村に関すること エ 競技に関すること オ 選手に関すること カ 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること キ その他，県実行委員会が指定する内容
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ ウ・エ・オの項目は，現在発行している広報紙（燃ゆる感動かごしま国体）の内容を引き継ぐものとするが，タイトルやデザイン案を変更してもよい。

- ④ 写真は，掲載する1カットにつき，採用候補となる写真を複数カット（アングルを変えた5カット程度）提出すること。
- ⑤ 借用写真など転載に制限があるものを使用したい場合は，その都度県実行委員会に協議すること。他の出版物等からの記事や表現，写真の無断借用は決して行わないこと。
- ⑥ 音声コード用の原稿（テキストデータ）を作成し，県実行委員会の確認を受けた後，音声コードを作成し，正しく読み上げを行うか確認すること。

(2) 印刷

「5 規格」に基づき，冊子の印刷を行うこと。各紙面及び発行各号の印刷品質が異なることのないよう，印刷品質を維持すること。

(3) 発送

- ① 受託者において発送用封筒等を用意し，県実行委員会が指定する冊数ごとに，県実行委員会が指定する送付状(※)を同封の上，封入・梱包作業を行うこと。
(※)送付状のデータは県実行委員会が提供し，受託者の負担で印刷すること。
- ② 発送先は，約600か所（うち県外100か所程度）を予定しているが，若干の変更が生じる場合がある。
また，あらかじめ発送先の指定をしていない取材協力者及び紙面掲載者など，制作に当たっての協力者やその関係者へも送付すること。

(4) 納品

- ① 納品日は，県実行委員会が指定する日とする。
- ② 納品日の前日までに県実行委員会による検査を実施するものとし，検査に合格しない場合は，県実行委員会と協議の上，速やかに受託業務をやり直すこと。
- ③ 納品時に，ホームページ用として，広報紙の電子データ（PDF形式及びJPEG形式）及び写真データ（JPEG形式）をCD-Rに記録し，提出すること。

(5) 基本的なスケジュール

① 発行日までの基本的なスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

2か月前	<ul style="list-style-type: none">・ 企画内容, 取材日程, 写真撮影内容等の立案 (受託者)・ 企画決定 (県実行委員会)・ 資料収集及び取材 (受託者)・ 原稿執筆, 写真撮影 (受託者)・ 原稿案作成, 原稿校正, 写真調整など (受託者)・ 原稿を随時カラー出力で提出 (受託者)
1か月前	<ul style="list-style-type: none">・ 原稿校正 (初校～最終校)・ 最終確認 (県実行委員会)・ 印刷製本, 封入, 宛名ラベル貼付等表示・ 納品検査
発行日	<ul style="list-style-type: none">・ 県実行委員会への納品, 郵送分の発送

② スケジュールの詳細は、受託決定後、県実行委員会と十分協議すること。

③ 受託者は、県実行委員会と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、県実行委員会の確認を得ること。

また、適宜、原案及び関係資料を提出すること。

7 著作権

- (1) 本業務の成果物に係る一切の著作権は県実行委員会に帰属する。
- (2) 素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利に係る交渉、処理は受託者において行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (3) 県実行委員会は、当該成果物の内容を受託者の許諾なく自由に公表することができる。
- (4) 第三者からの異議申し立て及び紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

8 その他

- (1) 本業務を遂行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項で、本業務を遂行する上で必要と認められる事項が発生した場合は、県実行委員会に速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (3) 契約の締結後、県実行委員会が解散した場合、契約に基づく県実行委員会の当該成果品に関する権利は、鹿児島県に承継されるものとする。